

広島県告示第196号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、公有水面埋立に係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成26年3月20日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 変更の許可の年月日

平成26年3月11日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯崎英彦

3 埋立区域の位置

広島県広島市南区出島2丁目3番9に接する無番地から同3番1を経て、同2番2に接する無番地に至る間の地先公有水面

4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (ヘクタール)	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
ふ頭用地	25.4	25.4
保管施設用地	6.6	32.1
窯業・土石製品製造用地	1.4	1.4
産業廃棄物取扱用地	0.6	0.6
交流施設用地	27.9	10.7
業務施設用地	12.2	3.3
道路用地	13.9	16.5
軌道系交通用地	3.0	1.0
緑地	32.3	32.3

胸壁用地	0 . 4	0 . 4
------	-------	-------

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 8 年 3 月 28 日 広島県告示第 367 号

(平成 8 年 3 月 19 日付け指令港第 221 号で免許)